

答弁書第九八号

内閣参質一八九第九八号

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問に対する

答弁書

一、二及び五について

御指摘の「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」とは、関係機関が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る者のことである。他方、御指摘の菅内閣官房長官の発言における「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」は、平成二十六年五月の日朝政府間協議において、日本側は拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請し、北朝鮮側は全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施する意思を表明したことを念頭に置いたものである。

三について

御指摘の「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」（平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定）に記載している「全ての拉致被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条に基づく認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者のことを指す。

四について

お尋ねの「拉致の可能性を排除できない事案」とは、関係機関が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者に関することである。